

654

特252

4

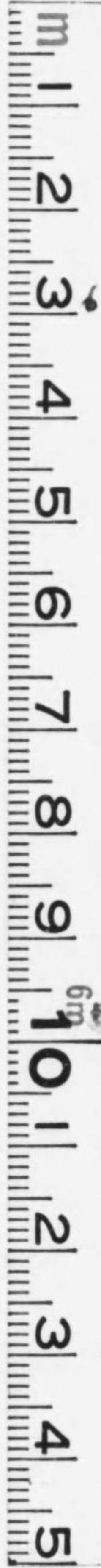
料資動運民農

輯一第

勢現の動運合組民農

編所究研題問働勞本日

所究研題問働勞本日
1934・5



始



特252
4



序言

こゝに『農民運動資料』として、現在のわが農民組合運動の現勢を紹介するに當つて、その經濟的基礎たる今日の農村の基本的動向を少しく考察しやうと思ふ。

多くの統計は、今日わが農民は全く市場の勢力下に置かれてゐることを示してゐる。換言すれば、現在のわが國の農民が置かれてゐる經濟的環境は明らかに商品經濟である。農民經濟に於ける貨幣收支は著しく増大し、富農は農業生産物の販賣者であると同時に、勞働力、生産手段及び彼の個人的生活資料の購買者であり、貧農は彼の消費の主要部分を勞銀によつて維持し、彼の勞働力を賣つて彼の生活資料を購買する。唯、中農のみは自己の生計を主として自然經濟によつて維持してゐるが、今や都市工業、交通機關等の發達によつて必然に惹き起された農民的家内工業の破滅と共に、中農もまた著しく市場に依存せざるを得なくなつた。

かくて農民の内部には商品經濟と資本主義に特有なあらゆる矛盾が發生した。少數の農民は土地を購入又は借地して、半封建的な小作關係からの經濟的獨立を計り、大多數の農民は貧困なるが故に、土地を放棄するか、または小作制度によつて完全に自己の經濟を破壊する。少數のもの



は商業又は工業を兼營して賃銀労働者を搾取し、大多數のものは彼の一片の土地に於ける荒廢した經營からは自己の生計を充足し得ないが故に、労働力を賣るべく餘儀なくされる。少數は技術の改良を利用し、大多數は技術的に益々退化する。このやうな状態が、今日のわが農民階級の内部に於ける基本的動向である。

農民の内部に於けるこれらの經濟的矛盾の總體は必然に農民の分裂を惹き起す。この過程は舊い家長制的農民を壊滅せしめ、新しいタイプの農村住民を作り出す。新しいタイプの農村住民とは農業商品生産者の階級（即ち農村ブルジョアジー）と農業賃労働者の階級（農村プロレタリアート及半プロレタリアート）である。

農村ブルジョアジー（又は富農）は、種々の形態に於て農業商品生産を營む獨立的農業者、資本家的小作農業者、農村に於ける工業及び商業の企業家等であり、農村プロレタリアートのうちには、生産手段、耕地を全然有しない農民のほか、自己の所有地としてなり、又は小作地としてなり、一片の土地持分を有する日傭労働者、季節労働者、従僕等も含まれる。【註】

【註】 資本主義は土地なき自由な労働者を必要とするといふ理論を、余りに形式的に解すべきではない。この點に關してレーニンは次の如く言つてゐる——『それは基本的傾向としては全く正當である。然し

農業に於ては、資本主義は殊に緩漫に且つ極めて多様な形態に於て發達するものであることを忘れてはならない。農村労働者に土地を持たせることは、非常に屢々資本家的農業者自身の利益になるが故に、土地持分を有する農村労働者の型は、すべての資本主義國に於て見出されるところである。種々な國々に於て、この型はそれぞれ異つた形態を持つてゐる。例へばイギリスの小農はフランス及びライン地方の割地農民とは同一でなく、後者はまたプロシアのホイスラー又は従僕と同一でない。彼等は各々特殊な農業状態特殊な農業史の刻印を持つてゐる。然しそれは毫も經濟學者が農村プロレタリアートといふ均一の型をつくることを妨げるものではない。一小片の土地に於ける法律上の所有權名義は、この分類にとつては全然無意義である。土地が（割地農民に於けるが如く）完全な所有權として所有されてゐるかそれとも地主又は貴族的大土地所有者が土地を利益のために農民に貸與し、若しくは土地が大ロシアのミールの所屬農民に於けるが如く分與されてゐるかといふが如きことは、問題の本質を何等變更しないのである』（レーニン『ロシアに於ける資本主義の發達』）

富農又は農村ブルジョアジーと農村プロレタリアートとの中間に位する中間關節として中農がある。中農の特徴は、商品經濟の發達が最も少いことである。その孤立的な農業經營は、最も好況な年に於てのみ、彼の生計を充し得るに過ぎず、大部分は借金によつて辛じて經營を維持して

ある。(今日農民の負債は六十億と言はれてゐる)。しかもこの借金は副業によつてか、又は勞働力を賣ることによつて辨済しなければならぬ。それ故、恐慌の襲來毎に、中農は大衆的にプロレタリアートの隊列へと流れ込むのである。現在のわが農村は明らかにこの過程の中にある。そしてこの中農の没落過程は、同時に、農村住民中の兩極群——農村ブルジョアジーと農村プロレタリアート——の發展過程である。かくて資本主義の發展は、農村に於ても必然的であるが、しかしわが國の農村に於ては、前資本主義的生產方法——小農民經營——に基づく諸搾取形態(小作制度、租税及び高利制度)の根強い残存がこれを阻害してゐるのである。この障害物を取り除くことなしには農業生産力の發展はなく、わが農民を今日の極度の窮乏から救ひ出す可能性はない今日のわが農民にとつては、農民の利益に於て行はれる地主地のXX、並に租税及び高利低當債務の破棄が何よりも問題なのである。各農民組合の綱領・主張・スローガン等に現はれてゐる中心的要求は結局これに歸着すると言ひ得る。このことは今日のわが農民にとつて當面緊急の問題がブルジョア民主主義的農業變革の徹底にあるといふことを物語つてゐるのである。

かゝる經濟的基礎の上に立つわが農民運動の第一の根本的任務は、すべての封建的遺制、前資本主義的制度の打破といふことでなければならぬ。これなくして、今日農民運動の力強い前進

はなく、況んや、資本主義の桎梏からの貧農の解放、集会的生産への移行といふが如き窮局的目標は問題たり得ない。けだし、前者の徹底こそが後者への移行のための不可欠的前提條件だからである。

とは言へ、我々は農業に於ける資本主義を謳歌するものでないことと言ふまでもない。唯、今日に於ける農業危機がわが農業に於ける基本的矛盾たる中世的要素と資本主義的發展傾向との對立の尖鋭化にあることを指摘し、この矛盾の解決なくしては、より高度の農業形態に移行し得ないと言ふのである。この認識は必然に、わが農民運動のいはゞ戰略的目標を前述の如く規定せしめ、これが實現に向つての前進を要望せしめるのである。

最後に本パンフレットの刊行に當り、資料と回答とを與へられた各農民組合に感謝の意を表すると共に、將來とも積極的支持と鞭撻とを與へられんことを衷心より希望するものである。

一九三四年四月十日

凡例

- 一、本パンフレットは現在（昭和九年四月）わが國に存在する七つの主要なる農民組合に就て、一、所在地 二、創立年月日 三、綱領・主張 四、役員氏名 五、組合員數 六、支部及び支部聯合會所在地 七、支持政黨 八、青年部 九、機關紙 一〇、昭和九年度活動方針の十項目を調査した結果の報告である。
- 二、調査の方法は右十項目に亘る報告依頼状を（全農全國會議を除く）各民農組合に發し（三月中旬）、四月十日までに全部の報告と資料とを得、これを基礎として編輯したものである。
- 三、組合員數は嚴密には會費完納員數を擧ぐべきであるが、一二の組合を除いてはその報告を得ることが出来なかつた。従つて大部分は登録員數と見るべきであらう。

目次

序 言	（一）
一、全國農民組合の現勢	（九）
二、全國農民組合全國會議の現勢	（四五）
三、日本農民組合總同盟の現勢	（四六）
四、日本農民組合の現勢	（五六）
五、日本小作人總同盟の現勢	（六一）
六、土佐農民總組合の現勢	（六二）
七、中國振農會の現勢	（六七）
（附録） 米穀統制法について	（七三）

全國農民組合

一、所在地

總本部 大阪市旭區森小路六六三
關東出張所 東京市芝區田村町二ノ二

二、創立年月日

大正十一年四月九日

三、綱領・主張

綱 領

- 一、組合の闘争によつて農民の生活を改善し、生産者たる農民に合理的なる生活を保證するが如き小作條件並に農業労働條件の獲得を期す。
- 一、國民全體の食料の源泉たる土地を投機と利潤の目的に濫用する弊害を排撃し實際耕作する農民に土地の利用の完全なる權利を確保するが如き土地制度の制定を期す。
- 一、實際の耕作者たる農民をして其の成果を完全に享有せしむるが如き方法による土地の改良農業技術並に農業經營方法の改善促進を期す。

一、小作兼自作農並に農業労働者を鞏固なる組合に團結し農業生産者の全國的組織を完成せんことを期す。

一、組合の組織と活動とを通じて農村無産大衆をして封建的資本主義的隷屬思想より獨立せしめ都市無産階級と協力して新社會建設を期す。

主張

- 一、耕地の社會化。
- 二、耕地不買同盟
- 三、最高小作料の制定。
- 四、耕作權の確立を基調とする小作法の制定。
- 五、農業労働者の最低賃金及び労働時間の制定。
- 六、階級的消費組合の組織
- 七、地主及び工業資本家の利益を擁護し、農民の生活を壓迫する租税の廢止。
- 八、無産農民教育制度の確立。
- 九、治安維持法、治安警察法並に農民運動を壓迫する法律及び府縣令の撤廢。
- 一〇、全國的農民組合の完成。
- 一一、勞農結合の具體化。

四、役員氏名

中央委員長 杉山元治郎

中央委員

岩淵謙二郎(青森)、稻村順三(秋田)、川俣清音(秋田)、●佐々木更三(宮城)、八百板正(福島)菊地重作(茨城)、須永好(群馬)・黒田壽男(千葉)笠井市郎(千葉)●三宅正一(新潟)野口傳兵衛(新潟)●田中義男(京都)田邊納(大阪)●宮向國平(岡山)江田三郎(岡山)山崎豊定(島根)竹治豊(徳島)●岡崎精郎(高知)田原春次(福岡)山崎劍二(静岡)渡部國一(愛媛)増田操(青年部)師岡將雄(同)大西俊夫、三輪壽壯、他栃木より一名選出、但人選保留。(●印は常任)

會計監査多田三平、森田喜一郎

専門部長

國際部長	杉山元治郎	政治部長	黒田 壽男	組織部長	佐々木更三
争議部長	三宅 正一	産業部長	田中 義男	財務部長	宮向 國平
機關紙部長	岡崎 精郎				

五、組合員總數

登録員數 七〇、〇〇〇人
 會費完納 二五、〇〇〇人

六、支部及び支部聯合會所在地

青森縣西津輕郡木造町
 同 北津輕郡五所川原町
 同 東津輕郡新城村
 同 八戸市二十八日町
 秋田縣横手町上飛瀬
 同 南秋田郡飯田川村飯塚
 同 山本郡森岳村
 同 大館町御成町
 同 北秋田郡前田村五味堀
 同 南秋田郡土崎町
 岩手縣本磐井郡老松村
 仙臺市東七番町一二二

青森縣聯合會
 同 五所川原出張所
 同 新城地區委員會
 同 八戸出張所
 秋田縣聯合會
 同 南秋出張所
 同 山本出張所
 同 縣北出張所
 同 阿仁地區委員會
 同 秋田出張所
 岩手縣本磐井支部
 宮城縣聯合會

宮城縣桃生郡桃生村永井
 同 本吉郡御岳村
 同 志田郡古川町川端
 同 登米郡石森町小野寺方
 同 伊具郡枝野村

山形縣西置賜郡東根村
 福島縣伊達郡明治村
 同 郡山市古館町三二
 同 大沼郡高田町
 茨城縣結城郡水海道町横町
 同 水戸市常盤小路二〇三二
 同 猿島郡古河町三丁目

同 桃生出張所
 同 本吉地區委員會
 同 大崎出張所
 同 登米地區委員會
 同 仙南地區委員會
 同 仙東地區委員會
 山形縣東根支部
 福島縣聯合會
 同 郡山出張所
 同 高田出張所
 茨城縣聯合會
 同 北部出張所
 同 古河出張所

同 北相馬郡大井澤村
同 筑波郡福岡村
同 稻敷郡生板村
群馬縣前橋市岩神町九七三
栃木縣河内郡横川村臺新田
同 鹽谷郡箒根村
同 上郡賀郡北犬飼村茂呂
埼玉縣兒玉郡兒玉町長濱町
千葉縣印幡郡大森町中ノ口
同 八街町八街
同 大森町
同 香取郡栗源町澤
八王子市追分町五二一

同 北相地區委員會
同 谷田部地區委員會
同 稻敷地區委員會
群馬縣聯合會
栃木縣聯合會
同 那須地區委員會
同 上郡賀郡地區委員會
埼玉縣聯合會
千葉縣聯合會
同 印東地區委員會
同 印西地區委員會
同 香取地區委員會
東京府聯合會

山梨縣東八代郡石和町
同 中巨摩郡常永村
同 南都留郡矢村町
長野縣上伊那郡伊那町
同 下伊那郡山本村
同 上諏訪町
同 松本市縣町二〇九六
同 須坂町
同 南佐久郡岸野村二三〇七
沼津市追手町四〇九
靜岡縣田方郡函根村柏谷
同 富士町横割
同 小笠郡池新田村池新田
新潟市流作場一七一村

山梨縣聯合會
同 中巨摩出張所
同 都留地區委員會
長野縣聯合會
同 下伊那地區委員會
同 諏訪地區委員會
同 中信出張所
同 北信出張所
同 佐久地區委員會
靜岡縣聯合會
同 伊豆地區委員會
同 富士地區委員會
同 小笠地區委員會
新潟縣聯合會

同
 同 北蒲原郡新發田町竹町
 同 郡乙村横道
 同 郡葛塚町
 同 郡水原町中島一〇三八
 同 郡安田村保田
 同 中蒲原郡五泉町
 同 郡新津町善道
 同 郡白根町横四丁
 同 三條市四日市町新保
 同 南蒲原郡加茂町
 同 長岡市袋町一一〇〇
 同 高田市仲町二
 同 中頸城郡和田村字島田

同 新潟地區委員會
 同 新發田出張所
 同 下越地區委員會
 同 葛塚地區委員會
 同 水原鄉地區委員會
 同 安田出張所
 同 五泉出張所
 同 新津地區委員會
 同 白根出張所
 同 三條出張所
 同 加茂鄉地區委員會
 同 長岡出張所
 同 高田出張所
 同 上越地區委員會

岐阜市高野町七丁目
 愛知縣海部郡津島町
 和歌山市北ノ新地下六軒町
 同 日高郡湯河村小松原
 奈良縣高石郡金橋村東城坊
 京都市中京區九田町通間ノ町西
 同 上京區鷹ヶ峰三二一
 京都府相樂郡木津町鹿脊山
 同 乙訓郡向日町上植野
 同 南桑田郡千歲村國分
 同 綴喜郡三山木村高木
 大阪市旭區森小路六六三
 岡山市内山下相生町三丁目七
 岡山縣吉備郡足守町

岐阜縣聯合會
 愛知縣聯合會
 和歌山縣聯合會
 同 日高出張所
 奈良縣聯合會
 京都府聯合會
 同 洛北地區委員會
 同 相樂地區委員會
 同 南山城地區委員會
 同 南桑地區委員會
 同 綴喜地區委員會
 大阪府聯合會
 岡山縣聯合會
 同 吉備地區委員會

同 上道郡可知村益野	同 上道地區委員會
同 淺口郡玉島町吉浦	同 淺口地區委員會
同 赤磐郡小野田村	同 和氣赤磐地區委員會
廣島縣世羅郡神田村	廣島縣聯準備會
島根縣能義郡母里村	島根縣聯合會
德島縣麻植郡西尾村西麻植	德島縣聯合會
德島市佐古大裏町五丁目	同 德島出張所
同 板野郡藍園村	同 板野出張所
同 名西郡高原村	同 名西地區委員會
同 阿波郡久勝村	同 阿波地區委員會
松山市永代町一七	愛媛縣聯合會
愛媛縣北宇和郡三間村田之内	同 南豫出張所
同 伊豫郡南伊豫村八倉西	同 伊豫出張所
高知縣高岡郡高岡町明官寺	高知縣聯合會

同 安藝郡土居村春日	同 藝陽地區委員會
同 吾川郡秋山村	同 吾川地區委員會
小倉市片野新町	福岡縣聯合會
福岡縣三井郡善導寺村	同 筑後出張所
同 京都郡豐津村本町四丁目	同 京筑地區委員會
唐津市西唐津	佐賀縣聯準備會
熊本市本庄町白川端二六八	熊本縣聯準備會
鹿兒島始良郡國分町	鹿兒島縣聯合會
大分縣別府市南湯通七丁目	大分縣聯準備會
同 日田町	同 日田地區委員會

七、支持政黨 組合員個人の自由、但協力を必要とする場合は社會大衆黨と協力

八、青年部 有り

中央執行委員長 増田操

中央委員 工藤覺(青森)、荒木哲夫(秋田)、池田恒雄(宮城)、爲我井爲吉(茨城)、北見壽夫(千葉)、師岡將雄、小林信次(新潟)、原上權二郎(愛知)、瀧川治雄(岡山)、この他大阪奈良より一名補任。

九、機關紙 『土地と自由』(月一回)

一〇、一九三四年度活動方針大綱

周圍の情勢

- 一 息を引きとつた世界經濟會議の後に來たものは、ブロック統制經濟、ブロックを根じろとする自給自足と市場爭奪、従つてそれに伴ふ國際經濟の動搖、解體の傾向である。帝國主義國間に分割された殖民地、半殖民地に對する勢力の維持と再編成との、この過程は、疑ひもなく、經濟戰の激化、武裝競走、衝突への方向を辿つてゐる。關稅は益々高く、貿易は爲替取引によらず、物々交換となつてゐる。
- 二 金の國外流出を防止してドルの低落に一定の限度をあたへ、また、豫定した高物價に貨幣價値を安定せしめんとするアメリカの平價切下は、明らかにインフレの強化であつた。かくして

一時的にせよ、アメリカ景氣、ひいては世界の景氣が立直るであらうか、國際信用は回復するであらうか。もとより恐慌が資本主義の内部矛盾から深く發してゐる以上はのぞみ得ないことであらう。たとへ回復するとしても、列強が各國內にとじこもつての政策、とくにインフレにもとづく回復では、被支配層にとつていさゝかの利益もなく、かへつてますますその生活は苦しくなるばかりである。何故なら、インフレは獨占資本主義の競争からくる外に對する利潤の低下を内に於いて埋め合はすところの特別な擧取の方法だからである。

三 ブロック經濟をひきつれた盟主と盟主との、またはその存立の基礎を異にするソヴェト同盟の脅威との、世界戰爭の危機。日本に直接からまる危機は少し先へ押しやられた。その一般的理由としては次の如きものがある。

イ、日本資本主義は、また目鼻のつかぬ滿洲をかゝへてゐる上に、赤字と好轉せる貿易の維持と軍備の不充分とのために。

ロ、アメリカも、恐慌激北の只中で戰爭をしてまで、支那におけるその間接的利益を守ろうとしないし、技術的にも自信がない。

ハ、日英の對立は、日英會商が問題にしてゐるやうに、紡績、雜貨等の商品市場に於ける對立

である。

ニ、ソヴェート同盟は戦争をさけるであらう。
だが将来は？

四 一方では生産力と市場との矛盾をどう克服するかに悩み、他方では軍備擴張といふ莫大な濫費を餘儀なくされて……急速に進み、内に對しては、各列強とも、國家主義、國民主義、排外主義強調に狂奔してゐる。

五 バリに擾亂。オーストリア各地に暴動。恐慌打開の重荷を負はされてきた勤勞大衆は遂にその犠牲に堪へ得ないところまで來たのである。大衆的窮乏によつて激成される社會不安は、支配階級のこれが抑壓と轉換策によつては緩和すべくもなかつた。こゝには、政局の腐敗、政治的反動、ファシズムに對する勤勞大衆の（ともすればファシズムに引きづられる危険を伴ふ）反抗開始と共に、新たな闘争的勢力の擡頭がみられる。

六 國の内外に迫るこの不安。支配群の中にさへ、ひろがる動搖。

七 日本の資本主義も亦、この國際的傾向の外に立つことなく、それを全面的に強く現はしてゐる。

インフレによる恐慌切抜けを策して、今までは生産上、貿易上ともに幾分の効果を奏してきた爲替安でダンピングがきき、輸出が増加したし、財政を膨張して、軍需品製造、時局匡救事業等にこれをつかひ跛行的ではあるが生産は向上した。

日滿ブロックと統制經濟への政策も一應、資本主義強化に役立つてゐる。

八 かくして、生産力はふへたが、これに適應するためには新市場を國外にもとめるか、國內でインフレを強化するかしなければならぬ。だが、この二つながら、極めて困難であらう。新しい、強い、ハメをはずしたインフレ政策をとるか、逆にデフレの脅威（整理的恐慌）をうけることになるか、それとも放任するか、何れにせよ、今日の日本資本主義の弱點は生産力と購買力との矛盾、生産の不均衡、非生産的生産の膨脹、日滿問題の四つである。

九 獨占資本は、國稅收入を超へること一億六千萬圓、實に九億五千萬圓といふ尨大な軍事豫算及び、豫算總額の三七％にあたる赤字公債七億八千五百萬圓から甘い汁を吸ふことが出来るのに、少しは農民をうるはずであらう救農豫算は一億四百萬圓も減つた。恐慌の打撃と轉化によつて、勤勞大衆は窮乏と不満とにみたされてゐる。農民には救濟資金と事業とを、勞働者には軍事工業を、しかし、この緩和策は早くも破綻してゐる。漸く、犠牲が堪へられぬほど重く

なると共に、滿洲や窮農事業からそのうちに景氣が立て直る、といふ慌しい夢はきめつゝある米と繭との價格絶望は農業政策の根本を全く窮地に陥し入れた。

一〇 帝國主義の對立激化は………獨占資本と軍部との妥協、結合が強大化しつゝある。昨年末の陸相更迭以來………退潮したと見るものもあるが、兩者を對置するのは誤りであるかつては獨占資本の手先であつた既成政黨はその利權をめぐる腐敗をつぎ／＼に曝露され、今議會などは如何に腐れ切つてゐるかを政黨自身が演出して人氣をいよ／＼落し、各方面から見放なされてゐる。

一一 外國資本の壓迫、日本資本主義發達の特殊性の上に内外の諸事情が反映して、階級諸勢力の歴史的成生の上に組み合はされた獨特な政治的反應の政治へ、内閣は強力政治の機關に變質しつゝある。そのかたわら、非常時意識はうすらいだが資本主義補強を意味するファツシヨ的な空氣が強まりつゝある。

一二 無産階級運動は、これらの反應の波に押しつぶされんばかりに、現状維持に吸々としてゐる。若くは産業平和の看板にぬりかへて争議を抑へるといふ不振な状態である。しかも資本家は和戦いづれに於いても積極的である。この傾向に對して、觀念的左翼政治運動に於ける敗北

と轉向との續出が拍車をかけてゐる。

一三 この無産階級の勢力の微弱は、必然にファシズムの生長を抑へてゐるが、戦線より没落してファツシヨ政黨、ファツシヨ組合に轉じたる一派は、觀念的な雷同と繩張争ひの故に早くも分散、崩壊し單なる在來の國粹運動の中に埋没しつゝある。

一四 しかも政府は、治安維持法と出版法を改めて、反資本主義的な言論、出版、集會、結社に關する取締法を嚴にし、且つ警察とその補助機關を充實することによつて、労働者農民による階級對立的な活動はもとよりのこと、自由主義的な言動に至るまでなしえざる状態にをいてゐる大衆の政治的自由は、かくて益々せばめられつゝある。

農村情勢

一五 獨占資本時代において、舊態依然たる地主的土地所有制が半封建的な高い小作料を強取し従つて生存を限界とする過小農經營を擴大してゐる。農業生産の發展は絶望だ、勤勞農民の生活向上は押しつぶされてゐる、しかも農民は農業からのぬけみちを全くとゞざされてゐる。農業危機はいよ／＼鋭く、はげしくなつた。

一六 インフレによつて吊上げられた獨占的な工業生産物に對して無力な農業生産物はひきつゝ

く價格慘落のあとの低調にしづんでゐる。工業品との間の價格差は擴大し、とくに農民の賣る庭先相場と農民が買ふ小賣相場とのひらきは、驚くべき大ききになりつゝある。

一七 農民最大の生産物たる米の八年度全國實收高は七千八十四萬石といふ未曾有の數字を示しこれに加へるに、年と共に強まる臺灣、朝鮮の殖民地米の壓迫は米價の前途を決定づけてゐる豊作でも喰へないのに、東北、關東地方の山間部には慘澹たる旱害があつた。米食は減少し、都市といはず農村といはず、米を喰へないものがウヨ／＼してゐるのに、一千八百萬石の米が倉庫で唸つてゐる。

政府は、資金の全部をつかつて、端境期に於てさへ米を買上げるであらうから、米價は端境期に上り、貧農は飯米を缺きその反動で出來秋にはガタ落ちとなるであらう。米作地の農民は更に大ききうちめされる。

一八 人絹の壓迫と購買力喪失にもとづくアメリカの生糸消費量の激減は回復すべき曙光もなく昨年初夏の生糸高も一朝の夢となつた。輸出生糸三割出荷制限は二月一日から實施されたが、生糸はさらに六百圓を割つてゐる。

多くの養蠶農民は蠶種買入豫約を結んでゐるか、または蠶種を配付されてゐるし、且つ養蠶家

及製糸家の手もとにある繭が春繭を壓迫するであらうから、養蠶農民は再び大打撃を受けざるを得ない。

蔬菜、果實、畜産その他も低下する傾向にある。

一九 しかるに、農民の現金支拂の大部分を占めてゐる肥料は、カルテル、トラストによつて自由操られるので、通貨の膨脹度以上にとび上つた現状から上ることはあつても決して下らないであらう。

二〇 歸農と離村不能とで、生糸は女工の賃下げ、強制歸郷を餘儀なくさせるであらうから、農村労働者は過剩となり、その負擔は家族制度の故に農民にのしかゝり、賃労働場面と副業との激減による半失業が慢性的状態と化した。

二一 かくも著るしく収入がへつてゐるのに、農民負擔の租税は居据つてゐるのみか、教育費や土木費が町村豫算がふとつたゝめふへてさへゐる。不在地主が多くなつて農民負擔の戸數割が上つてゐる。純収入の五割をひきさらふ租税の中で、戸數割、家屋税、地租附加税、雜種税附加税等が最も強く農民を苦しめてゐる。

二二 六十億を超へるといふ農家負債の實質がどんな物であるか、このうち貧農の負債がどの位

あるか不明だが、農民を最も強く重壓する負債は、高利貸とくに肥料商、米穀商等一聯の現物高利貸にちがひない。次いで、組合資本銀行資本であらうが、これらも窮迫した經濟に對して高利貸資本として作用するに至つた。土地擔保によつてそこへ投資した地方産業は没落するし、米價は慘落するしで、負債の償還も利子の支拂も出来なくなり、差押へ、競賣がひん發して社會不安を生じ、また、階級分化を激成する。中小地主、中農の没落、貧農の窮民化が促進される。ことに、米作地の地主は轉業するか自作するかするために土地取上げを強行し、自作農は轉業もしくは小作するに至る。

二三 かように、負債は、一方では土地所有數の移動を急激ならしめて、土地問題を激化する一つの作用をなしてゐると共に、他方では土地に對する資本の支配を擴大してゐる。農業に對する資本支配は商品生産を通じて進められてゐる。養蠶、ビール麥、鶏卵等の特約的生産の發展にそれが見られる。

二四 農業政策に於いてもその中心をなすものは價格政策であるが、米も繭も期待すべき何等の政策を有たない。政府の農業政策はことごとく破綻せんとしてゐる。小作制過小農を無視せる米穀統制法は、農民の現金欲しさの賣り急ぎから農民をうるほさず、米穀商に暴利を與へ、殺

到する賣渡申込に資金と倉庫との不足をつけ破綻するであろう。輸出生糸出荷制限法は農民への犠牲轉化を強化すること明白であり、若干の追加豫算でやらうとしてゐる乾繭共同保管は農民の反抗を抑へんためのものである。政策の破綻は、資本金、地主中心の農業制度がもつ缺陷を最も露骨にさらけ出したものだ。彼等にとつて可能なる一切の政策はやりつくして、しかも尙政府は農民問題の根本から目を外らして僞囁的な小作法すら示さず、かへつて役人のうちには自作農中心の産業組合運動を強化し、自力更生を策して、農業統制を夢みてゐる。政府に對する農民の不信がいよ／＼昂まつてゐる。

二五 かくて、窮乏化の進行は、第一に小作爭議の激増を、第二に、農民を政治的活動へとつき動かしてゐる。小作爭議、ことに土地取上鬭争を中心とする農民の活動力は自然發生的に、すばらしくたかまつてゐる。農林省の統計をみよ。

爭議など壓殺するような反動の空氣の中でさへかくの如くで、その眞實においてはこの官廳報告以上の事態にあるのは明白である。まさに土地問題の露出である。

土木工事打切反對、信用組合の負債整理反對、米穀検査反對、低利資金利子支拂延期、旱害地救済資金獲得、村有林問題等々の村落活動が各地にたゞ、かわれてゐるが、殆んど副業をもたず

半封建的農業經濟をつゞけてゐる東北、關東地方がとくに激烈である。

かくて、手間賃にならずとも喰ふ足しになればといふ無茶苦茶な労働強化、着るものを着ずとも家族の糧があればといふ時期がさらに押し進められれば、(すくなくとも昨今の状態のまま)でその方向への條件が具はつてゐるが) どうか、その運行、その兆候を注意ふかくみてとらねばならない。

二六 裁判所及小作官の調停活動を強化すると共に、……力團が立禁差押、強制執行、競賣に介在しつゝあるが、その結果、強權に對する部分的反抗があると共に、退却點としての調停に落ちつく傾向もある。

二七 中農の絶望的前進の誤れるトップを切つた愛郷塾の政治運動は挫折し、自治農民協會また不振である。國粹運動として擡頭した皇國農民同盟その他はその立場において農民の生活を守りうるわけもなく、ファツシヨ的中農的政治運動は何れも大衆化してゐないが、在郷軍人を中心とするものがこれらと結びつき、産業組合、實行組合への働きかけをなさんとしてゐる。單獨組合は行き詰り非法黨の機械的指導のために全會も亦分散し弱化した。

闘争組織の力點

二八 小作料をまける、安くしろ、小作条件をよくしろ

二九 土地は手放さぬ、立禁をやらせぬ、取上げさせぬ

(イ) これこそ小作地によつて働き、喰つてゐる貧農にとつて一番重大な利害問題だ。日本の農業の立直し、農民生活の向上もすべてはこれにつながつてゐる、どこからいつても根本的な要求題目である、こゝに農民組合の眼目としなければならぬ役割がある、不合理な小作制度が改廢されるまでといふのがいまの階級における役目だ、これだけでも全農がなくてはならぬ存在理由だ、これを見失ひ、軽くみる、確信をもてない、さうなつたら全農の運動ではなくなる。

(ロ) 去年はヒデリで植付不能、水不足となつて凶作地方もあつたが、それ位だから一ぱん的には豊作だつた、順氣もよく、技術も進み、肥料を入れれば増収はあたりまえだ、豊作だ、米安だのカケ聲で「まける」の闘争もできぬなどといふ皮相な見かたではお話にならぬ、小作条件の改善ならばいくらでもある(例へば奨励米増額等)

(ハ) 農業恐慌による中小地主の没落で所有者移動の土地取上げ、きびしい小作料と借金の請求が増加してゐる、未組織、休眠支部に對して、眼を皿のやうにし、耳を立て、活動すれば

十二分に戦ひぬきうる。

(ニ) 土地取上げである強制執行、立禁假處分に對しては、(此の間缺字)といふことだ、又、裁判官その他の役人にも事情を説明し納得させなければならぬ、そして小作人をおさへる法律を作りかへうる慣習を作り、作らせてゆくことも大切だ。

(ホ) 小作調停に際して成立と履行について慎重な扱ひかたが必要だ。

(ヘ) 小作料減免、小作条件改善要求闘争の打切は利益の多いほどよいのは勿論だが、地主に土地を取らしてはならない、すべては闘争力を發展させるため組織を擴充するためといふ基準から割出される。

三〇 安い肥料を貸せ、肥料を買ふ金を低利で貸してくれ、肥料を安く賣れ

(一) 農業をやつてゆく上での現金支出の主なる部分の一つは肥料代だ。はやく効き目のあるびつたりあつた肥料を使へば増収はまちがいない、堆肥その他の自給肥料もあるがそこへ戻つては逆戻りだ。

(二) 肥料カルテルを以つてゐる資本家共への對策は政府に要求する。

(三) 政府、縣廳には肥料資金の低利融通を要求する。茨城縣廳でやつたように肥料現物を町

村を通じて貸付配給をやらせるのである、縣廳などはかような産業獎勵はたやすくやりうるのである。

(四) 我々が購買組合若くは共同購入でやることもできるが、資金關係と多少安く買ふためには、部落單位の農事實行組合を作つて、産組に加盟するのも當面の方法でもある。

三一 養蠶農民の利益を戦へ

日本の農民の生活利害をみるに、繭は米麥と共に、重要な農産物である。現金収入に於ては繭に如くものはない。養蠶農民は、曾つて景氣のよかつた頃、平氣で借金が出來た、今日ではその頃の借金にあへぎ、且つ、生産費高のために一層窮乏にさらされようとしてゐる。

我等は、この養蠶農民の生活擁護のために闘はねばならぬ。

生産費引下げのためには、何よりも先づ桑園年具を引下げさせ、肥料を地主に出させることだ對政府、府縣に對して、養蠶農民の損失補償、肥料代の貸與、養蠶共同施設補助の増額等々を要求して闘ひ、更に農民の子女よりなる製糸資本家に對立する女工に對する問題を捉へ、労働組合と協力して、これを闘はねばならぬ。

三二 情勢をしつかり見る

どこからみても、どんな點を細かくしらべても、本年における農民組合の組織活動は、新らしき地域にのび、眠つてゐた支部を生きかへらせることの出来る條件を具へてゐる。小作米にとられる高さ、米、繭の安値、肥料の高價、かさむ借金の利子、年々と烈しくなつた土地取上げ争議、さればとて百姓をやめて働き口をみつ寄せたところでもろくな手間賃はおろかなこと、そのくちさへめつたにない。もつとも、農業恐慌このかたといつたところで、貧農は昔も今も賣る米が餘分にあるわけでなし、養蠶といつたところで、働くだけ働いて現金が少しでも手に残れば、それでよかつたのだから、こんな時勢には、ちびた鎌も使へるだけ使へと生活を切り下げ動けなくなるまで仕事をやつて、一家離散か餓死かでスリ切れるまで辛棒するものもあらうが、そうでないのは相手方の地主で、殊に懷手で米を賣つて借金の利子でも入れてゐるやうな地主には農業恐慌以來の利き目が、てきめんには現はれて厳しく取立てをやり、又地主づらが保てなくなつた、ために小作地取上げをやる、それが激増してゐる。

それなのに、なぜ！ 全農は全體的にみて擴大強化がのろ／＼してゐるのか、上向線を氣持よくグイ／＼と昂まらないのか？ いろ／＼複雑な事情がある。彈壓、分裂等々の、そんな外部的な又古いことを繰返へしてゐる前に、全農で活動してゐる先立つ人々が問題なのだ。

三二 現幹部再教育と新進幹部養成

古い方からゆくと、今日まで全農に生き残つてゐる人々は、古ければ古いほど、まことに感謝しなければならぬ程に疲労、窮乏、デマ、背信……と、永い牢獄、いくたびとなく豚箱……の苦勞を重ねてゐる。そしていつの日かにと會心の世界に對する憂鬱さを知つてゐる。眞に尊敬さるべき人々だ。が、三百をやらぬ（アタリマへだ）全農の旗の下を去らぬからといつて、すくなくとも、いま、自分の一生を投げこむでも足りぬといふほどに、我が全農に對する確信、全農の帯びてゐる役割を理解した上で、これに専心しつゞけるだけの確信をもつてゐるか、どうか。見當ちがひの確信は經驗の浅いものゝことだ。確信がなければ、發展もない。尙更自信がもてよう筈がない。なにしろ大衆運動だから「我獨り往かん」といふのでは觀念論で意味ないが、その位の灼熱した氣概をも大切だ。近年に於ける世界的恐慌以降、日本に於ける國外、國內の經濟、軍事、政治上の事件と傾向とは強烈な不安、従つて動搖を社會各層に與へた。そこに出て來た新たな情勢、こいつに應じて全農を前進させること、政策と戰術の更新、闘争題目と活動形態の變化、その確立こそは豊富なる闘争經驗をもつ人々の努力に俟つべきものが多い。

さらに、新進幹部の養成に至つては、農民組合もまた、この後に來るものなくしては、衰頹するの外はない。今日の時代は大衆の直接把握、正確な實務、窮乏生活の耐久、客觀情勢の敏速な認識、反動期に對する屈伸性等々の特質の訓練習得を必要とする。時代は人間を作る。腐つたものに手を入れるよりは新らしきものを早く成長させるがよい。純理上の斷定若しくは計劃を事實の進行にどう即せしめるか。この理論と實際を合致させうる幹部養成が目標である。

三四 統一された全國活動を強める

總本部を充實させること

このごろのやうな農村情勢、例へば、政府にとつては農村を、農業をどうするか、極めて重大な國策となつてゐるとき、その政府の政策に對して、すぐさま、村々で農民大衆の日常利益の上からみて、矢をうけとめ、投げ返へすだけに全農が活動する力がなくてはならない。又争議の激増、土地取上げの激化といふのも地方的のことではなくして、全國的傾向を指してゐるのである。この傾向に對して全農がどんな對策を講じ得るか、それには、それだけの力のある總本部を組合員が作らなくてはならない。總本部にそれだけのことをやりうるだけの人と金を備へなくてはならないのだ。

(イ) 總本部、聯合會(地區)、支部とが組織の上で、人の出入で、文書で、生き／＼としたきんみつな全農としての直接の連絡を打ちたてることが大切だ。

この間が離れ／＼になつてゐたのでは、今日の時勢に於ては組合員の利益を守ることは、とつていできない。

(ロ) 總本部の指令が直ちに地方事情に添つた實行案として作られ村々で實行される。縣聯合會がすぐ全國的な見地から批判され攝取されて、他地方へ生かされる、こんなことは一例だ。

(ハ) 總本部の充實といつても全農の組織上の實體に相應したものである。組合員の出す總本部費で立つてゐる。ところで現在の全農の實體は總本部の充實を不可能としてゐるか、斷じて否だ。唯、聯合會、地區支部が充實するだけの努力を拂ふ責任をもてばよい。

(ニ) 全農で働く人は、ことに常任は全農のことを専任にやつてもらひたい、特に總本部や聯合會(地區)では、朝から晩まで、「全農がどうしたら擴大強化するかを考へてゐる人ではなくてはやり通せない。全農の仕事は片手間で行われるやうな簡單なものではない。總本部、聯合會の常任は一人一業でなければならぬ。

(ホ) 總本部、聯合會、地區、支部の會計を立せ直せ。

三五 三既成組合の統一

(イ) 全國的團體と稱さるゝものには、全國會議派、日本農民組合(皇道會)、日本農民組合總同盟がある。我が全農はその任務を

1 小作制度(小作料・土地)による直接の利害のために戦ふ。

2 大資本と地主中心の經濟・政治制度による直接の利害のために戦ふ。

と規定してゐる。政黨との關係については、組合と政黨との事務分離、活動上の區別を主張し、黨即組合に反對である。そして

「組合員はもし情勢がこれを必要とするならば社會大衆黨と協力するものとす。」

と定めてある。この全農の立場を排撃しないのであれば、どの團體とも共同闘争を拒むものではない。これ等の團體を一括したところで、その勢力は政治的危機下に於ける農村をリードするには不足である。従つて統一は農民組合運動の發展の一基礎が形成されるに過ぎないのだ。現状に於ては、全會派は公然たる全國活動を失つて本部事務所も不明である。地方的にも聯合會として大衆勢力を保持するものは極く僅かで、しかもその内部には復歸した地方がある。日

本農民組合總同盟は東京附近に若干の勢力をもつてゐる。我が全農議會對策委員會は本年以來提携してゐる。日本農民組合は豫後備軍人團體に隸屬してゐる。

(ロ) 單獨小作組合については、農業上、生活上、又地域的その他の點から、共通の闘争題目共通の要求をかゝげて大衆に働きかけうる場合は必ず努力しなければならない。

三六 聯合會をがつちりしる、活動を強める

(一) 人と金との土臺の上に聯合會をがつちりと築くこと。

(二) 人は地區から最も有能な活動家を引き上げて書記局を充實する。

(三) 書記局は、その政治的指導をより適切に、より強力化することによつて、所屬支部と地區全體が統一ある方針のもとに活動するように、これを統制する。

(四) 仕事の分業をその分擔者が責任を以て遂行するためには、専門部を複雑にしないで政治組織、争議の三つ位にわけるのがいい。

(五) 組合費の徴收を計畫化して財政を充實すること。もし聯合會費が低ければ、適當な方法で大衆の總意に訴へてこれを引上げること。

(六) 總本部との連絡強化、通信員の設置。

三七 地區委員會の確立

- (一) 地區委員會を確立して、その活動を自主化すること。
- (二) 支部、班の最も活動的な新人三、四名と聯合會書記一名とで常任部を構成し
- (三) 農民出の幹部を自發的に活動させ、又、實際の活動を通じて絶へず新進幹部を用意し
- (四) 聯合會及總本部との連絡を固くし、全國結合に於ける最も重要な環として活動する事
- (五) 總本部への通信員の設置。

三八 支部活動を自主化しろ

- (一) 働かぬ幹部はどん／＼その位置を下つて、清新カツパツなものが、これに代り、支部の活動を自主化すること
- (二) 部落支部のところは支部協議會をつくること。
- (三) 大きな町村で班が五つ以上あるところは支部が出来にくいが必要支部を結成すること
- (四) 活動資金は支部に大部分を積立てること。

三九 班の強化

四〇 村落活動上の注意

(一) いろんな題目をとらへて、村落活動をやつてみて、古くから組合があつて組合だけで小さくかたまつて来たところは、未組織貧農や自作農の動員がうまくゆかなかつた。そこで、組合員と未組織との親密さをつとめてはかるようにせねばならない。組合員の中のしつかりしたものは、いろんな問題についてこまかく世話したり、相談にのつたりして、少しでもみんなの頼りになることだ。又は、一般の働く農民の中から世話すきな信頼のある人をつかまへ、この人を正しく動かして、いはゞ世話人活動をやらせる。そして一つの世話人のグループをつくつて、よく相談し合ひながら、闘争をすすめる。

(二) 部落に根を下ろして闘争を發展させることは、何といつても大切なことだ。事務所にある幹部が個人的に事件を引受けてやつたり、役場や農會の中だけでやつたんでは、大衆は少しも訓練されぬし、運動の發展する見込がない。部落單位にやつてこそ、はじめて村落活動といへるのだ。

(三) 一つの問題をとりあげてそれを闘ふ。その問題が片づく頃には、次の闘争の題目をしつかり用意して置いて、動員の波をひかすに大衆の活動を更にたかめてゆく。何といつても村の利害や問題は相互に結びつき、ひろがつてゐるのだから、これは努力一つでやりうること

だ。

それと同時に、村にあるいろんな組織（農會、産業組合、農事實行組合、役場等々）がみんな深いつながりを持つてゐて、その中心となるものが村役場であるから、どこから崩してゆくかは、とりあげる問題との関係が直接で一番深いものからであるが、吾々はつねに部落から、敵への攻撃を役場を中心とする一連關としてゆくことが肝要だ。我々が役場への乗りこみに成功すれば、すべての施設は部落單位にやることになるのだ。

(五) 部落で謄寫版を手に入れて、ニュースをヒンバンに出すことは、なか／＼金と暇のかゝることだが、……教育するのに非常な効果がある。

四一 中農運動に全農を埋没するな

農業恐慌以來、新に擡頭した自作農、中農本位の農民團體運動、既成の地主的農村團體の内部分解等によつて、こゝに、全農組合員並びに一般勤勞農民大衆と共通の題目、共同闘争の問題がおきてくる。かゝる場合において、地方的に我が全國農民組合の勢力が微弱であつたとしても、反動時代であればあるほど、貧農の土地と生活を守る我が全農の主張と態度を明白にして精力的な活動によつてその先頭を進まねばならない。これを根本方針とする。

四二 産業組合、農會に對する態度

(一) 今日、支配階級の農村政策の本流をなすものは、産業組合活動だといつても過言ではない。その「自力更生案」にしても、産業組合中央會を中心とした産組五ヶ年計畫、産青聯の運動にしても、皆軌を一つにしてゐる。

(二) この運動の目標が終局するところ、今日に於ては中間利潤の排除にある。恐慌の深化と共に、それが何れの立場に於てなされやうとも、或る程度までは、可成り廣汎なる農民層を動員組織するであらう。これは明白に階級的農民組合に對抗する一つの反動的牙城だ。

(三) われ等は、これら反動的産業組合團體と闘争するのみでなく、更に、これらと闘争するための手段として、又一般廣汎なる農民大衆をわれらの側に動員組織するためにも、かゝる建設的な、協同組合運動の展開を必要とする。

(四) かゝる運動の必要は、既に認められて居り、過去に於て、多少の消長はあつたにしてもわが全農は多くの成功的經驗を持つてゐる、近年、新たにこの運動の進展が見られるが、昨年より、新たに産業部を新設して、不充分であつたが、このために闘つて來た。

(五) 地方に於ても、青森、新潟、千葉等の警察組合、栃木、静岡富士地區等の消費組合、青

森、新潟の共同購入活動、高知の西瓜出荷組合等々、夫々成功的な經驗を持つてゐる。

(六) われらのこの運動は、別に組合を作るといふことだけではない、これもあるが、根本的には今部落部落に廣く深く根をはり、多數の貧農層をもそこに包括してゐる實行組合の中に喰ひ入つてこれをなさうとするところに眼目がある。實に協同組合組織の基本的なものは、部落を單位とした生産者組合だ、われらもこゝから始めねばならぬ。

(七) 村農會はのつとり、系統上級農會は解散させる。

四三 好戰主義的宣傳團體排撃

戰爭と農民の關係については、意見を表示し、教育運動をなすべき自由は殆んど制限されてゐる。だが、戰爭の真相を掩ひ、徒らに好戰主義的宣傳によつて、農業、農村の改善への努力を攪亂せんとする輩は地主の手先きとしてもその農村侵入を排撃防止しなければならぬ。

四四 ファツシヨ反對

いよ／＼深まつてゆく農村窮乏から不安と動搖につけこみ、世界的な影響をうけてファツシヨとして去年名乗りをあげたものに、大阪の皇國農民同盟がある。在來のファツシヨ團體と同じく彼等は資本家、地主の手足に過ぎない。ファツシヨが貧農の土地と生活を守る爲に活動するかとど

うかは皇農の今までにやつたことだけ見てもわかる。軍人をよんでやる好戰的な話や百姓道場の建設が一體何になるか。我々は貧農の敵として彼等と戦ふ。

全國農民組合全國會議

(合法性なき爲事務所其他詳細なる調査不能、本項に掲げる數字はすべて大原社會問題研究所發行の『本邦労働組合一覽』昭和八年版による)

一、所在地 不詳

二、創立年月日 昭和六年八月

三、綱領主張 略

四、役員氏名 不明

五、組合員數 (登録員數) 五〇〇、〇〇〇〇
(會費完納) 三〇〇、〇〇〇〇

六、支部聯合會所在地

北海道、青森、宮城、秋田、山形、福島、群馬、静岡、栃木、茨城、千葉、埼玉、山梨、長野、新潟、愛知、富山、石川、福井、岐阜、三重、京都、高知、愛媛、岡山、兵庫、鳥取、

山口、廣島、福佐、大分、鹿兒島、岩手(準)和歌山(準)、宮崎(準)
(奈良及び大阪府聯は本年三月全國農民組合へ復歸)

七、支持政黨 日本共產黨?

八、青年部 ナシ

九、機關紙 農民新聞

一〇、昭和九年度活動方針 略

日本農民組合總同盟

一、所在地 東京市京橋區築地四ノ四、松永方

二、創立年月日 昭和七年四月二十九日

三、綱領、主張

綱 領

一、我等は團結の力により農民生活權の確立を期す。

一、我等は耕作農民本位に我等の實力を集中し我國農村の解放を期す。

一、我等は農民組合の實力に依り新社會の建設を期す。

主 張

一、立法

- 1 完全小作法の制定
- 2 耕地農民本位の農産物災害國家補償法の制定
- 3 養蠶農民の損失補償法の制定
- 4 米專賣法の制定
- 5 耕作農民の借金支拂猶豫法の制定
- 6 農産物と工業生産物の價格均衡法の制定
- 7 立毛差押及び立入禁止法の制定
- 8 農産物農具家屋差押禁止法の制定
- 9 農民運動暴壓法令の廢止
- 10 耕作農民生活の保障の調停法制定

- 11 耕作農民の産業組合許可
- 一、經濟及び制度
 - 1 小作法の減免
 - 2 肥料其他農業資金の無擔保融通
 - 3 家賃及び電燈料の値下
 - 4 組合製糸の普及
 - 5 肥料農具の國家管理と無料配布
 - 6 小學兒童の學用品供給食費の國家負擔
 - 7 醫療產院託兒所の公營
 - 8 失業救濟事業の徹底的實施
 - 9 農産物、鐵道運賃の引下
 - 10 青年訓練所の廢止
 - 11 知事の公選
 - 12 農産物貿易の國家管理

三、税 金

- 1 戸數割の廢止
 - 2 地租委讓
 - 3 耕作農民負擔の雜種稅廢止
 - 4 耕作農民負擔の家屋稅廢止
 - 5 自作農稅の廢止（特別地租稅の廢止）
 - 6 金融資本金稅の設定
 - 7 大地主課稅の設定
 - 8 肥料關稅の撤廢
 - 9 砂糖煙草其他消費稅の撤廢
- スローガン

- 一、窮乏農民に農業資金を與へよ！
- 二、農民を壓殺する欺瞞的農村政策の粉碎！
- 三、自主的農民本位の組合死守擴大！

四、都市資本農村侵蝕排撃！

五、農村負債十ヶ年支拂猶豫！

六、働く農民に土地支配權を與へよ！

四、役員氏名

顧問

安部 磯雄

會長 鈴木 文治

副會長

片山 哲

主事兼會計 松永 義雄

中央執行委員

伊藤新藏、渡邊素郎、由良多一郎、(神奈川)、小山亮、本藤恒松(長野)、井堀繁雄、佐藤才五郎、小岩井相助(埼玉)、桑島定助(群馬)、宗像伊勢嘉(福島)、近藤金十郎、(栃木)、加藤友治(山形)、古澤斐(秋田)、堀越梅男(千葉)、岩郡石男(廣島)、鈴木常吉(愛知)、早瀬兼吉(静岡)、林宏吉(京都)佐竹晴記(高知)長谷嘉介、(東京)、佐藤吉熊

會計監督

和田操

中央委員

鈴木文治、片山哲、松永義雄、古澤斐、宗像伊勢嘉、上原庫吉、佐藤吉熊、匹田秀雄、阿部温知、爲藤五郎、長谷嘉介(本部)、伊藤件左衛門、山本治作、川邊仙

吉、大駒孝則、茂澤清、小宮初太郎(東京)、由良多一郎、渡邊繁郎、伊藤新藏、芝本安五郎、窪田俊太郎、小泉武雄、伊藤三藏(神奈川)、井堀繁雄、佐藤才五郎、須田仁助、田中正義、淺川政吉、鈴木彌一、小岩井相助(埼玉)、三輪與助、鈴木重吉、井出定吉、栗田伊之吉、早瀬兼吉(静岡)、近藤金十郎(栃木)、桑島定助、野口三郎、宇田春之助(群馬)、堀越梅男(千葉)、戸島貞二郎、宮越庄太郎、佐藤久之助、小田金太郎、石井民治、關山繁之助、猪股孫一郎、北島末吉(秋田)、有野露惠、志田留吉、西須清(新潟)、本藤恒松、小山亮、堀田一衛、春原直則、橋詰喜代治(長野)、加藤友治(山形)、金子巽、木戸良成(兵庫)、三好藤八(岡山)、馬淵宇三郎(岐阜)、林宏吉(京都)、橋詰又一郎、岡本與一(福岡)、佐竹晴記、野村五郎、島山槌丸、岡崎精郎外一名(高知)、下淵半三郎(奈良)、野澤兼吉、川口源太郎(茨城)、金田平左衛門、加藤正造(山梨)岩部石男、小島仲次郎、藤井秋太郎(廣島)、辻田景次郎、外垣貞三(石川)、高原彌壽藏、大野太郎右衛門(福島)、堀井久雄(北海道)、金子巽(兵庫)、小山壽夫、岡本與一(福岡)、佐竹晴記(高知)

專問部長

組織 伊藤新藏、宣傳 小山壽夫、爭議 由良多一郎、法律 佐藤吉熊、調查 西本喬、產業 桑島辰平、青年 井堀繁雄、婦人 片山哲、機關紙 荒川鶴松、國際部 山崎宏、教育 木村盛

五、組合員總數

登錄數 一二、〇〇〇
會費完納 八、〇〇〇

六、支部及び支部聯合會所在地

關東同盟本部 東京市京橋區築地四ノ四中屋ビル

所屬聯合會 東京、埼玉、神奈川、群馬、福島、五縣聯、千葉、茨城、栃木、三縣聯準備會

東京府聯合會 東京市芝區新橋一ノ一六昭生ビル

足立地區協議會 舍人、江北二支部、三多摩地區協議會 押立、是政、昭和、由木、鏈水堺、東秋留

六支部、由井七生立川谷保大和村山小平、石畑、箱根ヶ崎忠生九支部準備會、葛飾協議會準備會

埼玉縣聯合會 川口市金山町二ノ三二六勞働會館

京部地區協議會 南平柳濱崎

宮戸膝折青木江、谷塚旭八支部

西部地域協議會 川越、入間二支部

北部地域協議會 北埼玉、熊谷二支部

神奈川縣聯合會 川崎市新川通勞働會館

橘地區協議會 稻田登戸、向丘中原三支部都築地區協議會準備會

鎌倉地區協議會 瀬谷、本郷旭、大正四支部

中郡地區協議會 金目、大野、吉澤、平塚四支部

足柄地區協議會 酒匂、小田原二支部

高座協議會準備會 津久井協議會準備會

武相協議會 相原、川尻、堺、由木四支部

群馬縣聯合會 勢多郡富士見町原之柳

芳賀、富士見、小神明、原之郷四支部

長野縣聯合會 上高井郡須坂町平和町、北信協議會、須坂、豊丘、小布施、錦内、豊川、高甫六

支部、東信協議會、長小、望月、小諸更級四支部

南信協議會準備會

秋田縣聯合會 秋田市栖山虎ノ口

下岩川支部、湖東支部、鹿渡支部。男鹿支部、中央支部、大曲支部、七支部
福島縣聯合會 郡山市堂前町一五、伊達、磐城、郡山、會津、福島、安積六支部
愛知縣聯合會 小牧町

小牧、一宮、瀬戸三支部

高知縣聯合會 高知市北奉公人町五〇

香美、幡多、長岡、吾川、土佐五支部

廣島縣聯合會 福山市外馬場町

川口、深津、郷分、三支部

靜岡縣聯合會 掛川町六三〇

掛川、靜岡第一、西遠、大宮、小笠、中成田、下成田、和地山八支部

千葉縣聯合會 市川町五ノ一七三一

茨城縣聯合會 北相馬郡長崎村川崎

京都府聯合會 伏見町鷹匠町

石川縣聯合會 七尾町橋町二

兵庫縣聯合會 武庫郡御影町濱中

岡山縣聯合會 笠岡町三好方

岐阜支部聯合會 土岐町可知方

福岡支部聯合會 方直驛前岡本方

新潟支部聯合會 高田市大川四丁目

上條郷、出雲崎、西蒲原三支部

栃木支部 三和村字板倉近藤方

山形支部 東村山郡宮澤村加藤方

福井支部 敦賀町櫻町八三

旭川支部 旭川市六條通十二丁目堀井方

七、支持政黨 社會大衆黨

八、青部部 ナシ

九、機關紙 農村運動(月一回)

一〇、昭和九年度活動方針 略

日本農民組合

- 一、所在地 東京市芝區琴平町二番地虎の門會館内
- 二、創立年月日 昭和六年一月二十六日
- 三、綱領主張

綱領

- 一、皇道政治の徹底を期す
- 一、資本主義經濟機構の改發を期す
- 一、農村文化の建設を期す

主張

- 一、小作地の國有
- 二、耕作權の確立
- 三、土地立入禁止絶對的反對

- 四、農會、産業組合、農業倉庫、土工組合、水利組合の耕作者本位化
- 五、米穀の國家管理
- 六、原蠶種並に生糸販賣の國營
- 七、肥料の國營
- 八、動力農具の國營
- 九、電燈電力の國營
- 一〇、農民金融機關の確立
- 一一、農民本位の稅制確立
- 一二、農民教育制度の確立
- 一三、國家農業保險制の設立
- 一四、農民負債に對する國家的減免機關の設置
- 一五、立毛生繭差押の禁止
- 一六、農民運動暴壓諸法令の撤廢

四、役員

顧問 林 癸未夫 大澤 一六 島中 雄三 鍋倉 一
會長 平野 力三 主事 北山 亥四三 會計 河田 弘

常任幹事並に各專門部長
政治部長 稻富 稜人 組織部長 北山 亥四三 機關紙部長 同 人
宣傳部長 松澤 一 爭議部長 小野 永雄 教育部長 今里 勝雄
調查部長 今里 勝雄 青年部長 河田 弘 産業部長 恒次 東洋雄
法律部長 須藤 淳一 會計監査 阿部 乙吉 同 飯沼市太郎

五、組合員總數 三萬九千名

六、支部聯合會所在地

山梨縣聯合會 甲府市二十人町
九州同盟會 福岡縣築紫郡大野村下大利
浮羽郡聯合會 福岡縣浮羽郡吉井町上吉井
豊前聯合會 同 京都郡行橋町宮市

福筑聯合會 同 筑紫郡大野村下大利
糸島郡聯合會 同 糸島郡前原町泊
北九州聯合會 同 小倉市片野町七七三
群馬縣聯合會 群馬縣群馬郡明治村大澤忠七方
栃木縣聯合會 栃木縣足利郡山邊村堀込三田良作方
埼玉縣聯合會 埼玉縣粕壁町四四六〇福島喜市方
神奈川縣聯合會 神奈川縣鎌倉郡川口村新屋敷倉岡方
靜岡縣聯合會 濱松市海老塚町三一 貴志徹方
滋賀縣聯合會 滋賀縣大津市高見町二三 矢尾喜三郎方
香川縣聯合會 香川縣綾歌郡川津村藤本金助方
下越農民協會 新潟縣北蒲原郡中條町
富山縣聯合會 富山縣高岡市定塚五丁目一一七〇
富山縣農業團體聯合會 富山市西四十物町七
石川縣聯合會 金澤市外泉村一一六 大筆榮多方

- 山形縣聯合會 山形縣北村山郡高根村字富並青柳重平方
- 宮城縣聯合會 仙臺市小田原金剛院町六上川名武雄方
- 岩手縣聯合會 岩手縣盛岡市肴町水原友次郎方
- 秋田縣聯合會 秋田縣北秋田郡前田村五味春日健二方
- 北海道聯合會 北海道膽振國追分菅舜英方
- 京都府聯合會 京都市中京區高倉二條上ル
- 長野縣東信支部 上田市川原柳驛前關口龜吉方
- 岐阜縣聯合會 岐阜縣市千手堂驛西隣玉井方
- 七、支持政黨 皇道會
- 八、青年部 青年部長河田弘。山梨、福岡、新潟の諸縣に在り。
- 九、機關紙 日本農民新聞（月一回）
- 一〇、昭和九年度活動方針 綱領主張の貫徹

日本小作人總同盟

- 一、所在地 群馬縣毛里田村
- 二、創立年月日 大正十三年十月十五日
- 三、綱領 主張 略
- 四、役員氏名 會長 阪本利一書記 村岡金平
- 五、支部聯合會
 - 群馬縣聯合會 群馬縣山田郡毛里田村 代表者 阪本利一 栃木縣聯合會 栃木縣足利郡山邊村 代表者 成瀬重吉 埼玉縣聯合會 埼玉縣北埼玉郡粕壁町 代表者、福島喜一
- 六、組合員數 總數五一〇〇名（群馬二五〇〇 栃木二〇〇〇 埼玉六〇〇）
- 七、支持政黨 なし（個人として皇道會に屬するもの多し）
- 八、青年部 部長 植松丑五郎 副將 柏瀬仙太郎
- 九、機關紙 なし

- 一〇、昭和九年度活動方針 職業教育(主として社會教育)、巡回女學校の經營(既に二ヶ所)
副業の指導經營(失業救済、不況緩和のため)

土佐農民總組合

- 一、所在地 高知市江ノ口九四一
二、創立年月日 昭利四年七月二十三日
三、綱領・政策

綱領

- 一、我等は農民其他全勤勞階級本位の政治經濟制度の確立を期す
二、我等は資本主義的生産及分配は健全なる國民生活を阻害するものと認め、合法的手段によりて之が改革を期す
三、我等は資本家のみ利益を擁護する既成政黨の打破を期し並に社會進化の過程を無視する急進主義の政黨を排す

決議

- 一、租税の分納、延納を其の筋に陳情
二、藥價の値下
三、電燈料の値下
四、理髮賃の値下

政策

○中 央

- 一、普選の徹底
滿二十歳以上の男女に選舉權を與へ比例代表制を採用、居住の制限及保證金の撤廢
二、言論、結社、集會の自由の徹底
治安警察法、行政執行法、違刑罪、即決例の廢止
三、軍備の縮少
四、税制の根本改革
(イ) 所得税相續税の累進高率賦課

(ロ) 土地増加及財産税の新設

(ハ) 自作農地租免稅

(ニ) 生活必需品の消費稅、關稅の廢止

(ホ) 營業稅免稅點の引上

五、肥料農具の生産及配給の國營

六、兵卒の給與増額

七、徵兵に依る家族の生活窮乏に對する國家の補償

八、恩給制度の改革

九、地方自治制の徹底(知事の公選)

十、永小作の永久存続

十一、行政の根本的整理

十二、官吏の減俸

○地方

一、府縣營業稅の廢止

二、自轉車稅、荷車稅、牛馬車稅、農業用舟稅の廢止

三、人力車稅、職工稅其他雜種稅の廢止

四、戸數割の廢止

五、所得稅附加稅の累進賦課

○經濟

一、耕作權の確立

二、農村托兒所設置

三、農村金融の改善

四、重要産業の社會化

五、農會産業組合の改廢

○社會

一、教育制度の改善

(イ) 義務教育費金額國庫負擔

(ロ) 義務教育に於ける晝食の給與

(ハ) 高等教育の民衆化

二、醫療の社會化 (藥醫の分業)

三、農村文化の増進

四、給料生活者の保護法制定

五、資本主義的産業合理化絶對反對

四、役員氏名 總組合長 大石大幹專長 藤川千萬太、外幹事百二十名

五、組合員總數 二萬六百四十三名

六、支部所在地及び其の代表者

高知市支部長 國澤 當次 吾川郡支部長 別府千代吉 安藝郡支部長 公文 昌之

香美郡支部長 野口 稻美 長岡郡支部長 岡林 正吉 土佐郡支部長 千頭 榮

七、支持政黨 國民同盟

八、青年部 有

九、機關紙 なし

一〇、昭和九年度活動方針 資本主義是正、既成政黨打倒を目標として舊正月以來毎日遊

說中、夏季農繁期三ヶ月を除き日常闘争の計劃

中國振農會

一、所在地 鳥取縣東伯郡日下村上井

二、創立年月日 昭和二年十月二十七日

三、綱領・主張

宣言

近時農村ハ極度ニ疲弊シ、我等大衆ノ生活不安ハ日々深刻ナラムトシテラル。是レ政界積弊ニヨル農村政策ノ結果ニシテ、今ヤ吾等ハ農民大衆自身ノ努力ニ依ツテ、暗愴タル農村不安ヲ排除シ以テ上下協力振作更張ノ時期ニ到達セルモノト確信ス。然ルニ最近農村振興ヲ叫ブ運動ガ諸在ニ起リツ、アルト雖モ概シテ不健全ナル事ヲ認メザルヲ得ナイ。茲ニ於テ吾等ハ斯ノ國家重大時機ニ方リ正義民勸農民大衆ノ協力一致ヲ圖リ、混沌タル農民運動ノ現實ニ於テ眞ニ農民大衆ノ目標

ヲ指示シ以テ農民一切ノ向上實現ヲ期セントスルモノデアル。

綱 領

我等ハ人類ノ平和幸福ヲ目標トシ、天地ノ公道ニ基キ、内ニ合理的新社會ヲ建設シ、外ニ國際平和ト人類文化ノ完成ヲ期シ、以テ次ノ諸項ヲ遂行ス。

一、社會正義ノ實現 我等ハ不公正ナル一切ノ弊害ヲ改善シ全勤勞階級共同理想タル社會的正義ノ實現ヲ期ス

二、日本國本ノ振起 我等ハ智識ヲ世界ニ求メテ、我が建國ノ大精神ヲ振作シ、日本民族ノ榮ト日本文化ノ向上ニ貢獻セン事ヲ期ス

三、政界ノ革新 我等ハ合法手段ニヨリ、一切ノ不合理、不自然ナル制度、組織、習慣ヲ改革シ、合理的新日本ノ建設ヲ期ス

四、産業立國ノ確立 我等ハ金融無缺ノ日本國情ノ現實ニ立脚シテ、産業ノ振興、分配ノ公平ヲ計リ、以テ國民生活ノ向上ニカム

五、農村文化ノ樹立 我等ハ都會偏重ノ不健全ナル文化ヲ否定シ、健全ナル農村新文化ノ完成ヲ期ス

四、組合員總數 一千七百二十九名

五、支 部

役員氏名

支部員數

東伯郡三朝村大瀬	松原爲吉、福田房吉	三五
同 郡倉吉町三明寺町	野田千代藏	二〇
同 郡同上田内町	黒川虎次郎、高田好治	五二
同 郡上北條村小田	藪本定好、松田義藏	一八
同 郡同村古川澤	西谷芳次郎、石本新太郎	二八
同 郡同上下古川	川本清定、木天吉次	二七
同 郡同村井手畑	徳田憲太郎、徳田直治	一九
同 郡同村新田	足羽英太郎、足羽則太郎、伊東財平	六七
同 郡同村中江	杉本嘉藏、奥野繁藏、河崎賢藏	三一
同 郡同村大塚村	淺倉金春、生田嘉市	四五
同 郡同村穴窪村	池田善一、大島義表	三〇

同	郡中北條國村坂	馬淵隆藏、青龜秀雄、青木藤吉	六五
同	郡下北條村土下	峯田保太郎、有福政市	三五
同	郡同村田井	河本肇、稻本英治	五三
同	郡同村弓原	三谷馬藏、足羽忠太郎	五五
同	郡同村松神	根鈴繁藏	四八
同	郡同村曲リ	坂根豊一	四三
同	郡同村島	宇田川馬藏、山口高藏	五二
同	郡同村北尾	藤田善一、秋田勝猪	三〇
同	郡同村米里	田村源藏、宇山賢藏	三二
同	郡大誠村原	田中徳太郎	三一
同	郡長瀬村田後	洞ヶ瀬友好、入江勇太郎	五五
同	郡同上長瀬	酒井政治、津村信太郎、中村菊治、光井菊治	五五
同	郡	岩見信三郎、杉田豊藏	八〇
同	郡橋津村上橋津	奥田石太郎	一五

同	郡淺津村南谷	吉川才藏、間千代松、松本梅吉	四五
同	郡同上、上津	清水信藏、柿山兼安、近藤熊太郎、出ノ上仙藏	一三〇
同	郡花見村長江	山根一治、音田佐太郎、絹見兵八	四八
同	郡舍人村藤津	遠藤竹藏	三七
同	郡日下村上井	山田善九郎、山田憲太郎	三五
同	郡海田村	伊藤虎藏、有福千賀藏、中澤善藏	二八
同	郡福庭	村本年太郎、谷本辨、福井勘五郎	五三
同	郡同清谷	福井喜代富、中江理、金森千代藏	五七
同	郡埴見花見	土海市藏、山崎力藏	二八
同	郡花見村門田	宮城龜藏、岡本勝藏	五五
同	郡舍人村白石	福井長五郎	三五
同	郡中北條村江北	神崎新太郎、引田忠市、谷本良藏	七五
同	郡中北條村新田場清水槌藏		一五
同	郡淺津村光吉	藏本永藏	二八

同 郡長瀬村水 河崎竹治

一九

- 六、支持政黨 ナシ
- 七、青年部 ナシ
- 八、機關紙 ナシ
- 九、昭和九年度活動方針 小作料合理化及び會の擴大強化。

米穀統制法について

米穀統制法も米價鈎上げといふ一點から見れば、十分成功したと言へる。人によつては統制法の實施以來永く米價が最低米價以下に下廻つてゐたのを見て、米穀法の破綻といふものもあつたがこれは早計だらう。

統制法が顔を見せさへすれば米價が上るといふのなら格別、政府が現實に米の買上げをやらなければ米價の上る氣遣ひはない。而して政府の買上げといふことについては、米の市價が政府の最低價格以下にあるといふことは、すでに前提された條件である。市價がすぐに最低價格以上のぼるものなら、何も政府の買上げの必要はなからう。若し統制法による買上げがなかつたら、米價は恐らくは昭和五年以上の慘落を演じたに違ない。

だが、統制法の成功といつても、米價鈎上げといふたゞその觀點から見ると限りにおいてゐる。

第一、米穀の非常時は單に財政上の非常時に移し直されたゞけのことにすぎない。米穀資金七

億圓の中現實に使用し得るもの四億圓として（殘金は固定してしまつてゐる）、今日までにすでに政府は八百萬石以上の買上げをやつてゐるから、今までにすでに後半額近くが米に固定してしまつてゐる。この米を損失無しに再び貨幣の形で回收するといふことは、恐らく絶対に不可能である。——國內で販賣するわけには行かぬし、海外へ持つて行くにしても十圓以下の投資りしか出来ない。さうこうする中には、役に立たぬ腐米になつてしまふ。たとへ、そのことは考慮しないまでも、來年にも米の買上げをやらねばならないなら、四億の米穀資金もすぐに涸渇してしまふだらう。この見透しはすでに、餘りにも間違のない明白な見透しであつて、政府も米穀資金の擴張を決定せざるを得なかつたくらゐだ——さうして年々に累加されて行く財政上の負擔、これが第一の問題だ。矛盾は解決されるのでない、單に形を變へるだけである。

第二に、統制法そのものが統制法を必要ならしめる様な素因を擴大再生産するといふことだ。それは二重の點に現れてゐる。一つには、政府の米作保護の結果、農業經營は保護の厚い米作に偏り、従つて米過剰はますます慢性化して行く。長野縣あたりではすでに桑田を米田に作りかへる傾向が現れて來たと報ぜられてゐる。米過剰の慢性化と共に政府はいよいよ尨大な財政上の負擔を負はねばならぬ。——この負擔の現實の負擔者が何ものであるかは今更言ふまでもない。ま

ればまた「矛盾は解決されるのでない、單に形を變へるだけである」。次に植民地米の壓迫が加重されることだ。米價を釣り上げるにつれ、米消費者の需要は安い植民地米に向いて行く。従つて米の買上げをますます大量にやらねばならぬ。制定されんとする外地米統制法がどの程度迄成功するかは今のところ疑問である。けだし吾々は次の事情を記憶しておくべきだらう。「朝鮮の農村は内地資本の進出や總督府の施設によつて農民（筆者曰く農業労働者は單に米作に従事して賃銀を貰つてゐるが、高く賣れる米は手放して粗食に甘んじ或は商品米を生産するのが目的で稲作に従事してゐるのであり、生産費もまた内地よりは低廉（筆者曰く、他の點では内地よりも寧ろ割が悪いのだが）と勞賃が安いお蔭で所謂生産費が安いのである）であるから内地のやうに小農經營で生産費も高くまづ自家用米に充當した後、その過剰米を商品化してゐるのは事情を異にしてゐる……従つて朝鮮米は一つの企業であり、内地とは異つた純然たる營業生産化であるから、この移入を管理統制することは、植民地の産業（？）の根本を脅やかすといふことは事實であるが、それは農民（筆者曰く農業労働者）といふよりも地元（筆者曰く農業資本金）への打撃が甚大である……」（「日本農林新聞」）朝鮮の全體の耕地面積は水田百六十萬町歩、その中内地人所有が二十萬町歩「約八分の一ですがそれ以外は主に乾燥田です、良い米が出来ない、全部いかぬ

とはいはないが内地へ移出する米は出来ない」(朝日、米に關する座談會)

第三の問題は、米穀統制法の目的は、少くともその表看板は、米價を釣り上げることによつて農民を救済するといふにあつたのだが、それが大地主や投機師を儲けさせるにしか役立ちさうもないといふことである。

統制法實施の當初は米價の動きの値幅が小さくなるなら投機師にとつては痛手だといはれた。ところが、統制の實施は却つて、投機師達に最も確實な金儲けの地盤を提供した。大投機師達が倉庫の借切りをやつて他の商人達の買付を制限し、農民の賣り焦りにつけ込んで安値に叩いてゆらく、獨占的に買付を行ひ、最も確實な買手たる政府に最低價格で賣渡して、甘い汁を吸つたことは新聞の夕刊面に屢報された通りである、過去においてさうであつたばかりでなく、將來に對しても、統制法は投機のための確實な地盤を提供してゐる。と言ふのは、政府の抱えてゐる大量の米は米價が最高價格三十圓五十錢に達する迄は賣り出せない。他方さうでなくても秋の收穫前には自家用米を買入れねばやつて行けない多くの農民達は政府の買上げが進んで米價上騰するとみるや普段なら取つておく自家用米をさへすでに多く賣り拂つてゐる。まさに投機師にとつては絶好の買の地盤だ。米價は不自然に、人的爲に最高價格近く迄釣り上げられることなしとせぬ。

勿論必ずさうなるといふのではないが、その可能性が多分にある。さういふ人爲的作用がなくて多くの農民はすでに、賣る時は安く買ふ時は高い破目に追ひ込まれてゐる。儲けるのは、今時米を買入れるか又は手持ちしてゐることの出来る大地主や投機師だけ、といふことになる。

かくて貧農大衆の間からは、既にこれが改正の要求が起つてゐる。その代表的なものとして、全國農民組合の決議を擧げることが出来る。即ち次の如し

- 一、米の買上げ單位を五俵に引下ぐること。
- 二、小口買上金は現金を以て即時交付すること。
- 三、買上米の格を引下げること。
- 四、政府所有百米を罹災者及び貧困者に簡易なる手續を以て無償若くは廉價に拂ひ下げ得る様にする。

日本労働問題研究所規定約

- 第一條 本所ハ日本労働問題研究所ト稱シ、事務所ヲ東京ニ置ク
- 第二條 本所ハ労働問題一般ニ關スル調査研究ヲ行ヒ、労働者運動ノ發展ニ資スルヲ以テ目的トス
- 第三條 前條ノ目的ヲ達スルメニ左ノ事業ヲ行フ
- 一、労働問題及ビ労働者運動ニ關スル資料及ビ文献ノ蒐集整理
 - 二、労働問題一般ノ調査研究
 - 三、『資料月報』其他ノ出版物ノ刊行
 - 四、労働問題ニ關スル講演會ノ開催
 - 五、ソノ他役員會ニ於テ必要ト認メタル事業
- 第四條 本所ハ左ノ所員ヨリ構成ス
- 所長 一名 主事 一名
評議員 若干名 所員 若干名
- 第五條 所長ハ本所全體ノ事務ヲ統轄シ、主事ハ所長ヲ補佐シ總テノ實務ヲ處理ス
- 第六條 評議員會ハ最高決議機關デアツテ、労働團體ノ代表者ヲ加ヘル
- 第七條 本所ニ顧問及ビ囑託ヲ置ク、顧問ハ役員ニ助言ヲ與ヘ、囑託ハ所員ノ調査ニ協力ヲ與ヘルモノトス
- 第八條 月額一圓ノ會費ヲ收メルモノヲ會員トス、會員ハ本所發行ノスベテノ定期刊行物ノ配付ヲ受ケル
- 第九條 月額五圓以上ノ維持費ヲ寄附スルモノヲ賛助員トス、賛助員ハ本所發行ノスベテノ出版物ノ配付ヲ受ケル
- 第十條 本所ノ經費ハ出版物ニヨル収益、會費及ビ寄附ヲ以テ之ニ充テル

9. 5. 19

日本労働問題研究所パンフレット

- 1 農民組合運動の現勢 (既刊)
- 2 労働組合運動の現勢 (近刊)
- 3 戦時労働問題 (続刊)
- 4 ソヴェト聯邦に於ける民族問題 (続刊)

月刊「日本労働問題研究所 資料月報」 定価二十錢 郵税二錢

終

昭和九年五月十七日印刷
昭和九年五月二十日發行
定價參拾五錢
編輯兼 山 內 房 吉
發行人 豐島區西巢鴨町一ノ二九二〇
印刷人 粕 川 勇
東京市板橋區板橋町八ノ一九八五
發行所 日本勞働問題研究所